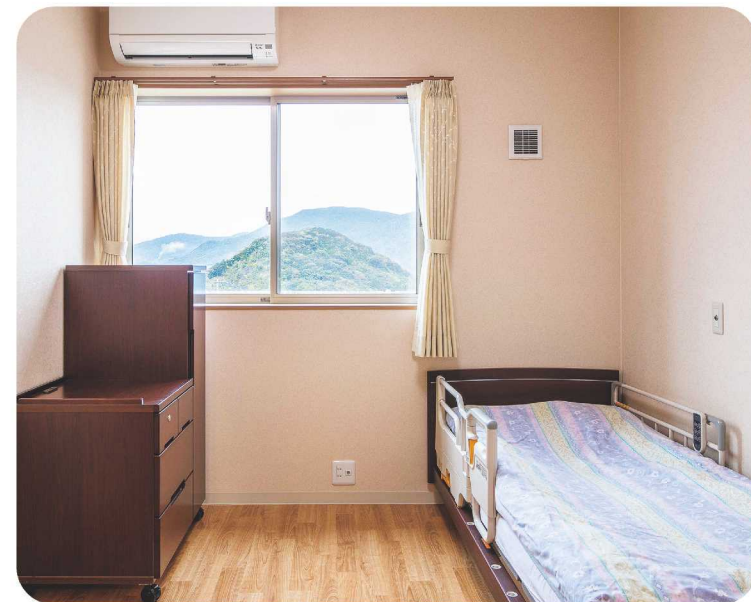


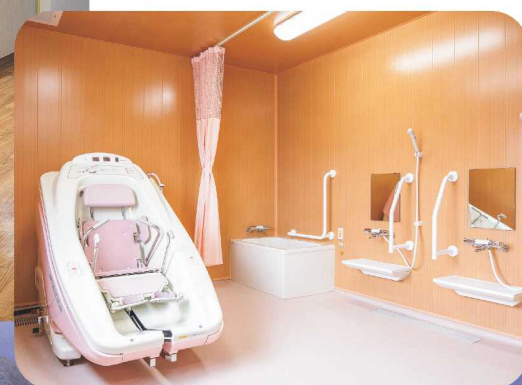
玄関からフロアーへ、アプローチ。
車イスや歩行器を妨げません。



居室内は明るく、利用者に合わせて
環境整備も可能です。(手すり等)



体調に合わせた入浴介助を行います。

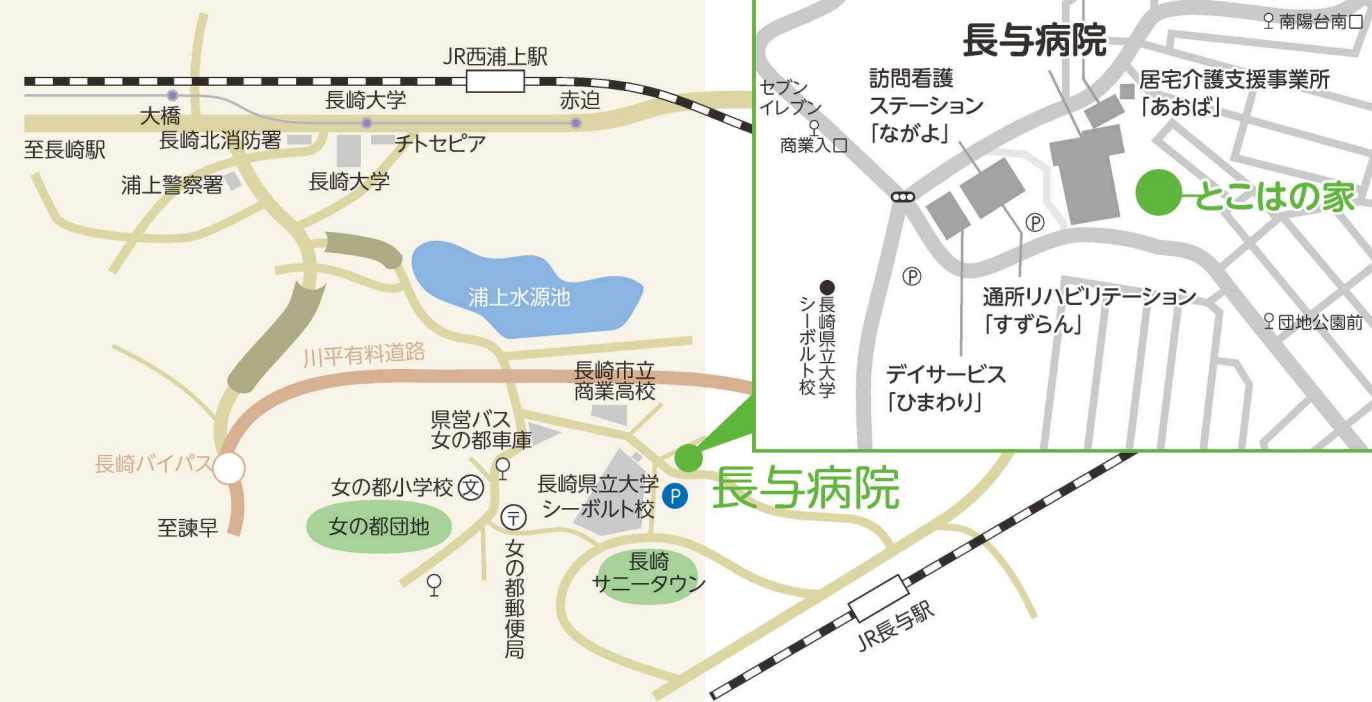


「通いの場と憩いの場」
利用者の活動意欲を引き出す場所へ。



夜間のご帰宅も安心いただける対応に努めます。

アクセス



看護小規模多機能型居宅介護 『とこはの家』

〒851-2126 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷647

営業時間 ①通い (9:30~17:30)

②泊まり(17:30~9:30)

③訪問 (随時必要な時間に) [詳細はこちら](#)



〈お問合せ及び見学について〉
営業時間内いつでもお気軽にお問い合わせ下さい。

TEL: 095-865-9672

FAX: 095-865-9673

担当者(上野・赤水)

関連施設

- 長与病院
□ TEL:095-883-6668 / FAX:095-883-6669
- 訪問看護ステーション「ながよ」
□ TEL:095-883-3386 / FAX:095-865-9292
- 居宅介護支援事業所「あおば」
□ TEL:095-865-6339 / FAX:095-865-6447
- 通所リハビリテーション「すずらん」
□ TEL:095-813-5602 / FAX:095-883-2258
- デイサービス「ひまわり」
□ TEL:095-813-5603 / FAX:095-840-5133
- 介護予防通所リハビリテーション「ながよ」
□ TEL:095-883-6124



長与病院HP

<http://www.tokohakai.com>

長与病院 検索



医療法人 常葉会
長与病院
NAGAYO HOSPITAL GUIDE

看護小規模多機能型居宅介護 『とこはの家』

『とこはの家』は、訪れた方々が
笑顔で穏やかに過ごせる場所でありたい

医療と介護の
お悩みを解決する
お手伝いをしたい

ご本人とご家族に
24時間・365日の
安心をお届けしたい

在宅生活の
継続のための
お手伝いをしたい





看護小規模多機能型居宅介護『ここはの家』とは

看護小規模多機能型居宅介護とは、在宅生活に必要なサービスをひとつにしました。「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」「ケアプラン」のサービスを一体化し、一人ひとりに合わせた柔軟な支援ができるトータルケアの事業所です。

看護小規模多機能型居宅介護『ここはの家』ご利用イメージ



《 サービスをご利用できる方 》

原則、要介護 1～5 までの方で長与町在住の方

登録者数：29名 通い定員：18名
泊まり定員：9名

主治医からの往診も、ここはの家で受けられます。

《 サービスで対応できる医療処置の例 》

医療機器を利用している方

胃ろうなどの管理
カテーテル類の管理

生活リハビリが必要な方

飲み込みの訓練、車いすへの移動
歩行訓練、排泄の自立

褥瘡(床ずれ)などがある方

創傷の処置
悪化の防止

認知症の方

生活リズムの調整
認知症状への看護や介護相談

終末期の方(がん、老衰など)

苦痛の緩和
精神的な支援、看取り

ご家族や介護者の方

医療機器の取り扱いや介護の相談・指導
精神的な支援

よくある質問 Q&A



Q 看護小規模多機能型居宅介護はどこまで対応できるの？

A. 自宅で継続して生活するために必要な支援をする介護サービスです。介護が必要となる時間が不規則で、サービスの調整に困っている方、退院直後で自宅での生活が困難な方、家庭での医療処置やケアの不安があり、他の事業所でサービスを受けられない方など対象者はさまざまです。

Q 現在、「泊まり」サービスを必要としていないのですが、泊まり以外での利用はできますか？

A. できます。
泊まりに限らず、必要のないサービスは無理に使わなくても良いです。現在「泊まり」を必要としていない方にも将来的にも安心ですし、緊急時のみの利用も可能です。

Q 現在、担当のケアマネージャーさんがいますが、サービス移行後も担当は変わりませんか？

A. ここはの家のケアマネージャーと交代していただくことになります。これは、看護小規模多機能型居宅介護施設の特性で、複数のサービスを1つの事業所で行っているため、素早くご利用者の状況を把握し、必要に応じてプランの変更を行っていただくためです。

Q 他の「訪問介護・看護」との違いは？

A. 通常の訪問介護・看護は、時間単位で決められた枠の中でしかサービスを受けられませんが、看護小規模多機能型居宅介護は、その人に必要な時に必要な分だけ利用できます。また、介護と看護の連帯で、状態変化にいち早く対応できます。

Q 看護小規模多機能型居宅介護サービスに移行した場合、他の事業所は利用できなくなりますか？

A. 一部の介護サービスが使えなくなります。介護保険を利用して福祉用具貸与・販売、住宅改修、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導は併用してご利用いただけます。

Q 利用回数や、宿泊回数に制限はありますか？

A. 希望を聞きながら、担当のケアマネージャーがサービスを組み立てます。希望者が定員を超えた場合は調整のご相談をさせていただきます。ただし、緊急の場合は可能な限り柔軟に対応致します。

Q 今より重度化になった場合は、他施設へ移行しなければいけませんか？

A. 基本的には、「看取り」までご利用いただきたいと考えております。しかし、事業所内の施設の関係や医師が常駐していないこともあり、複雑な機器が必要な医療処置があったり、医療の依存度が著しい方はご利用が困難になる場合があります。在宅医の指導のもと、一緒に支援させていただきます。